

令和3年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課



本資料の内容

- 1. グリーン購入法の概要**
- 2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について**



12 つくる責任
つかう責任



グリーン購入とは

- ① 購入の必要性を十分に考え
- ② 必要な場合は品質や価格だけでなくできるだけ環境への負荷の少ない製品やサービスを
- ③ 環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入

環境問題を消費者の適切な選択により解決することができる実践的な取組



1. グリーン購入法の概要

目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

国及び独立行政法人等

責務、基本方針、
調達方針等

責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ➡ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等



各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➡ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- ➡ 調達方針に基づき調達を推進
- ➡ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

◇重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
◇判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等



（取組が不十分な場合）
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
（法第9条）

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- ▶ 調達方針の作成
 - ▶ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- ▶ 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

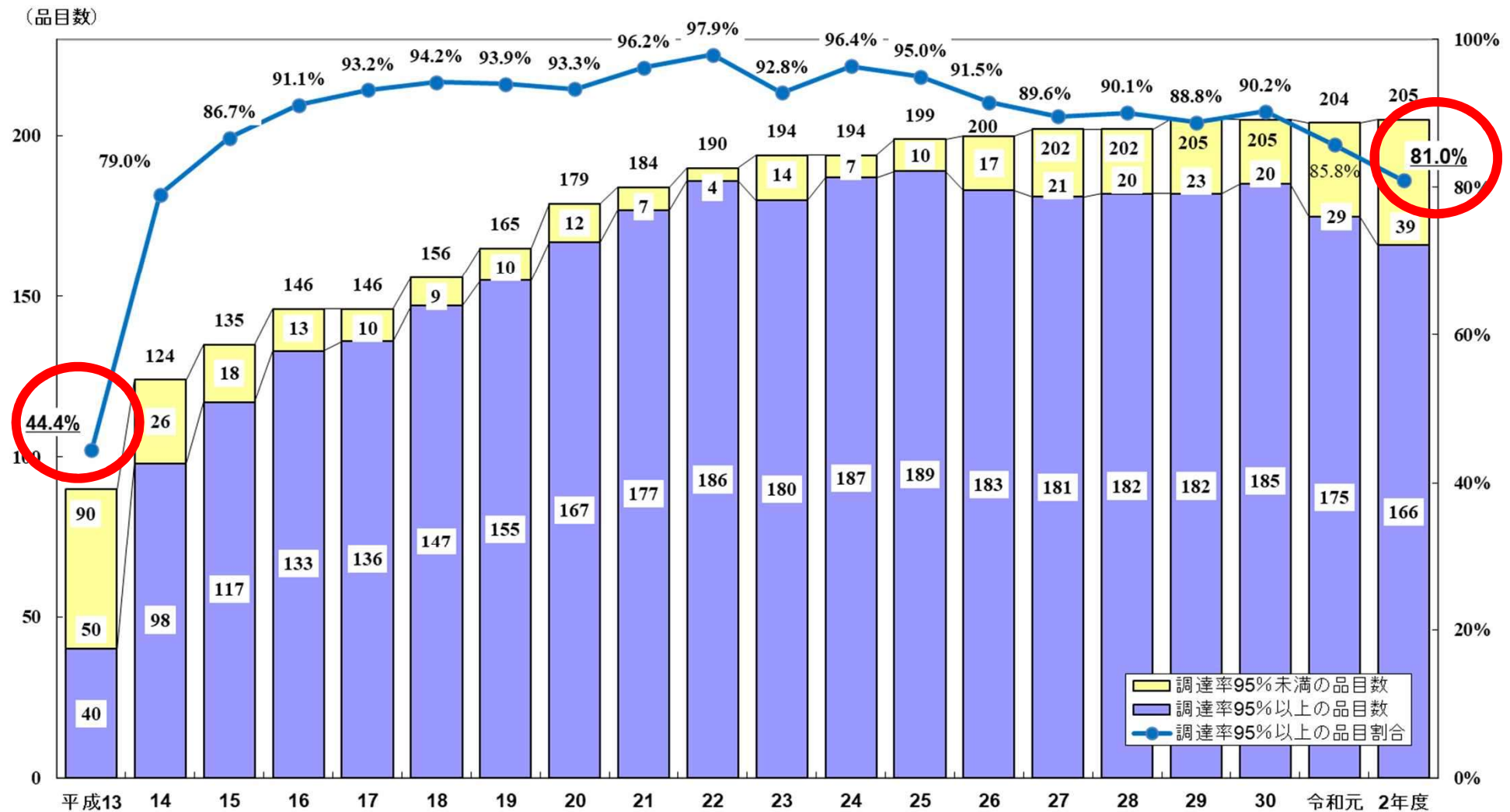
情報の提供（法第12条、13条）

- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

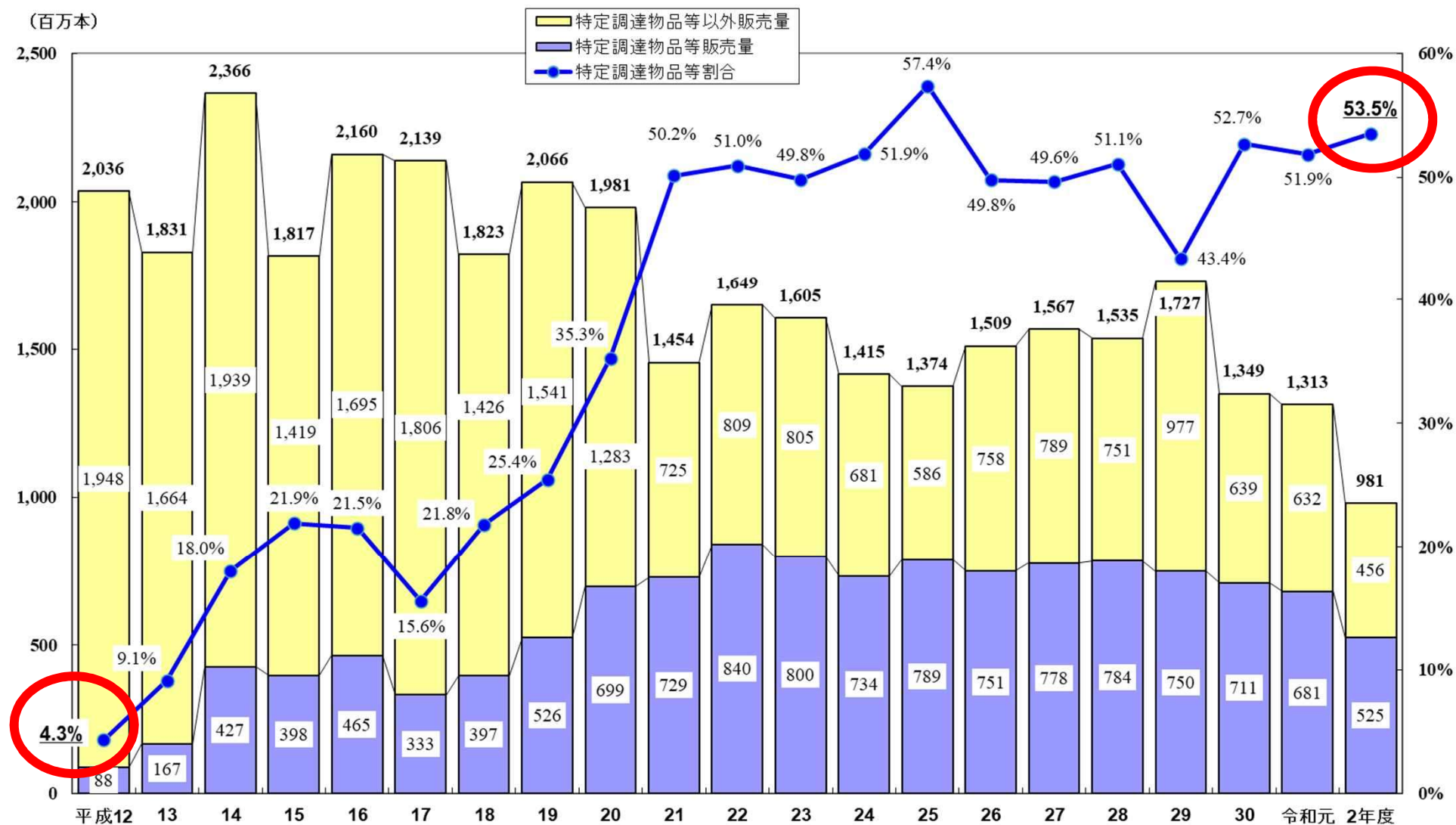
情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

国等の機関の調達実績の推移

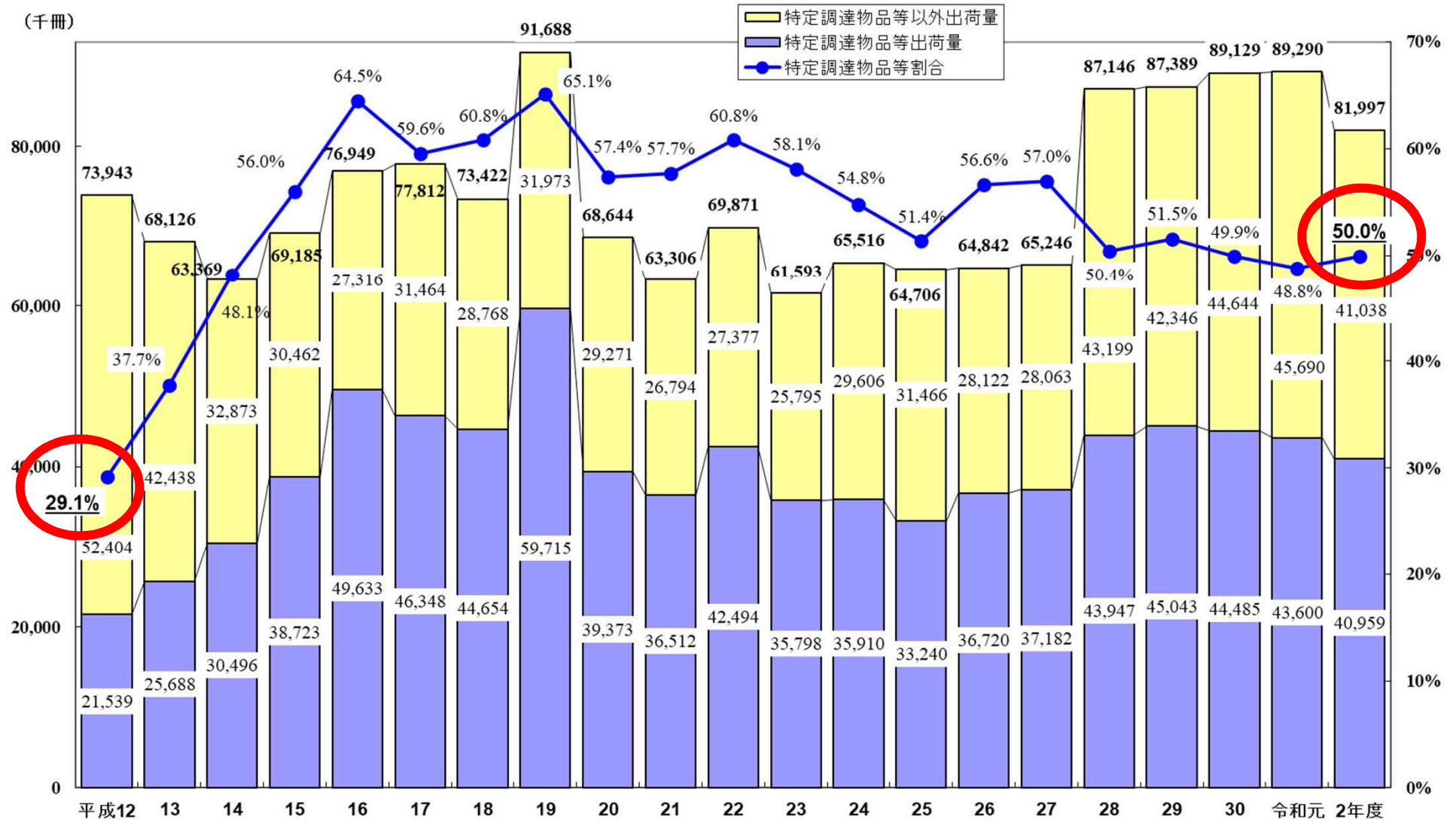


特定調達物品の国内販売量及び割合



シャープペンシル替芯の国内販売量及び特定調達物品の割合の推移

特定調達物品の国内出荷量及び割合



プラスチック製ファイルの国内出荷量及び特定調達物品の割合の推移

判断の基準と配慮事項

判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 - ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定 ➡ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
 - ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

- より高い環境性能を示すものとして
- 最低限満たすべきものとして

「基準値1」
「基準値2」

配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
 - ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

令和2年度における2段階基準による発注実績等

■ 2段階基準について

- より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、エアコンディショナー（業務用）及びLED照明器具（投光器、防犯灯を除く）の5品目について、2段階の判断の基準を設定

■ 2段階基準に係る調達目標設定の取扱い

- 目標値＝（基準値1の台数＋基準値2の台数）／調達総量（台数）（％）
- 基準値1及び基準値2の個別の目標値設定は任意。ただし、調達実績は基準値1及び基準値2の発注ごとに集計することとしている

■ 令和2年度における基準値1及び基準値2による発注実績

電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫

基準値1で発注**6,108**台、基準値2で発注**1,611**台（基準値1の割合**79.1%**）

電気冷凍庫

基準値1で発注**318**台、基準値2で発注**166**台（同**65.7%**）

エアコンディショナー（業務用）

基準値1で発注**3,008**台、基準値2で発注**470**台（同**86.5%**）

LED照明器具

基準値1で発注**101,173**台、基準値2で発注**25,234**台（同**80.0%**）

より高い環境性能に基づく「**基準値1**」による**発注割合が極めて高い**

令和4年度における2段階基準設定品目一覧

2段階の判断の基準の設定品目一覧

分野	品目
家電製品（電気冷蔵庫等）	<u>電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫</u> （令和4年度より基準強化）
エアコンディショナー等	エアコンディショナー（業務用）
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）
自動車	○ <u>小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ</u> （令和4年度より基準強化） ○ <u>乗用車用タイヤ</u> （令和4年度より新規）
設備	太陽熱利用システム

カーボンニュートラルに向けて「**基準値1**」による率優先的な調達を期待

2. 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について

- ① 令和3年度の主な見直しのポイント
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

基本方針（前文）に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に係る記載の追加、プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品に係る記載の追加等

【2050年カーボンニュートラルに関連する該当箇所（抜粋）】

- 地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。さらに、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある（p.2）。
- 各機関においては、脱炭素社会の実現を目指す観点からも、可能な限り「基準値1」による調達を推進するものとし、早期に「基準値2」から「基準値1」による調達への移行が期待される（p.4）。

【プラスチック資源循環促進法に関連する該当箇所（抜粋）】

- 国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない（p.2）。
- 環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定プラスチック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている（p.6）。

新規追加又は判断の基準等の見直し品目一覧

分 野	品 目
文具類 (2・16)	スタンプ台、朱肉、ステープラー（汎用型）、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、OAクリーナー（ウェットタイプ）、メディアケース、OAフィルター（枠あり）、OHPフィルム、絵筆、ファイル、つづりひも、窓付き封筒（紙製）、ごみ箱、リサイクルボックス、 <u>テープ印字機等用力セット</u> 、 <u>テープ印字機等用テープ</u>
画像機器等 (3)	複合機、プリンタ、プリンタ複合機
電子計算機等 (4)	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器 (1)	デジタル印刷機
移動電話等 (3)	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品 (4)	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機
自動車等 (7)	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤ
制服・作業服等 (3)	制服、作業服、靴
インテリア・寝装寝具 (4)	カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、マットレス
作業手袋 (1)	作業手袋
その他繊維製品 (4)	防球ネット、旗、のぼり、幕
設備 (1・1)	節水器具、 <u>給水栓</u>
役務 (7)	食堂、清掃、輸配送、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、引越輸送、会議運営
ごみ袋等 (1)	プラスチック製ごみ袋

注：品目の赤字は新規追加品目。分野の（）内の数字は見直し品目数（赤字は新規追加品目数）

令和3年度における特定調達品目 に係る判断の基準等の見直し等

3品目を特定調達品目に追加
59品目の判断の基準等の見直し



22分野285品目

- ① 令和3年度の主な見直しのポイント
 - a. 電動車等の率優先的導入に向けて
 - b. 文具類共通の判断の基準等の見直し
 - c. プラスチックに係る判断の基準等の見直し
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

- ① 令和3年度の主な見直しのポイント
 - a. 電動車等の率優先的導入に向けて
 - b. 文具類共通の判断の基準等の見直し
 - c. プラスチックに係る判断の基準等の見直し
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

■ 「政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）」における公用車に係る目標等

- ➡ 政府の公用車については「代替可能な電動車※がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする」

※ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及びハイブリッド自動車（HV）

■ 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における電動車の普及目標等

- ➡ 2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現
- ➡ 8トン以下の小型の商用車について2030年までに新車販売で電動車20～30%、2040年までに新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指す
- ➡ 8トン超の大型の商用車については、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定

グリーン購入法においてもこれまでの次世代自動車から、さらなる取組を進めるため、電動車等の率先的導入に向けて判断の基準を見直し

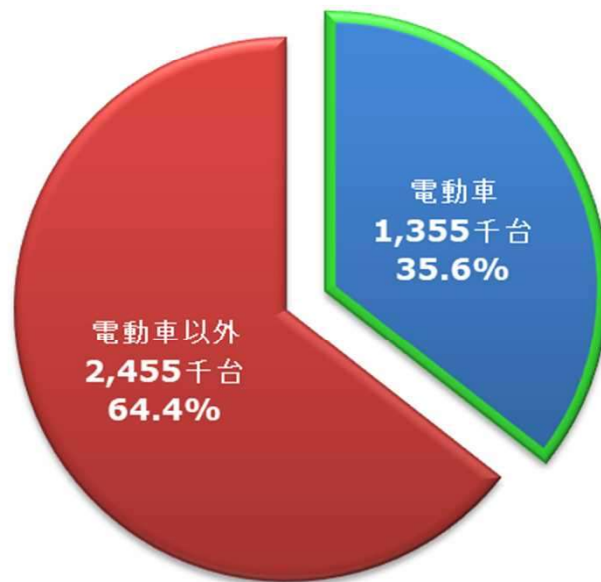
【参考】電動車（乗用車）の販売状況①

- 我が国の新車及び電動車販売の推移は次のとおり
 - 新車乗用車の販売台数は年々変動はあるものの、概ね400万台前半で推移
 - 新車乗用車に占める電動車の割合は平成20（2008）年には2.5%であったが、直近の令和2（2020）年には35.6%と大幅に伸長※
 - ※ 平成21年以降はエコカー減税等の普及促進策との相乗効果を発揮

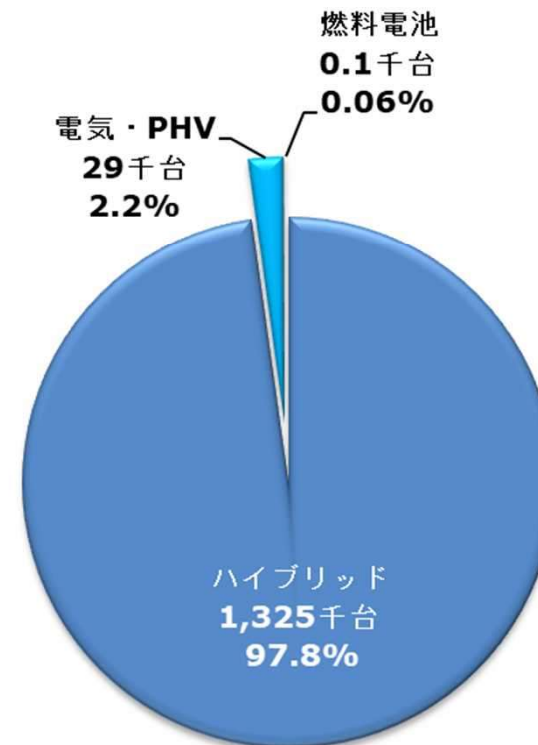


【参考】電動車（乗用車）の販売状況②

- 令和2年における新車乗用車の販売台数及び電動車の内訳は次のとおり
 - ➡ 販売3,810千台のうち電動車は1,355千台（販売台数の35.6%）
 - ➡ 電動車の販売内訳はハイブリッド自動車が1,325千台（電動車の97.8%）、他の電動車の販売台数は30千台で2.2%



新車乗用車の販売台数（令和2年）



電動車の販売内訳（令和2年）

政府において策定又は改定されている計画・目標等

- ① 政府実行計画における電動車に係る目標【再掲】
 - ➡ 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車、ストックでも2030年度までに全て電動車
- ② グリーン成長戦略における電動車の普及目標【再掲】
 - ➡ 乗用車は2035年までに新車販売で電動車100%、商用車（8トン以下）は2030年までに新車販売で電動車20～30%等
- ③ 新たな燃費基準値の設定（省エネ法トップランナー基準への対応等）
 - ➡ 昨年度の協議においてエコカー減税との整合を図る観点から継続検討事項



計画・目標等及び従前の経緯を踏まえた判断の基準等の見直し

1. 代替可能な自動車は全て電動車等（従前の経緯から電動車+水素自動車）
 - ➡ 乗用車については電動車等に限定（HVは排ガス基準及び燃費基準設定）
 - ➡ 乗用車以外の5車種については2段階の判断の基準を設定、基準値1は電動車等、基準値2は次世代自動車又は一定の燃費基準を満たす自動車
2. 燃費基準値は税制改正大綱の「エコカー減税」等を参考に設定
 - ➡ エコカー減税（重量税）の燃費基準値を参考（乗用車は2030年度燃費基準値60%達成レベル）。ただし、当該車種の供給状況等を踏まえ対応

自動車に係る判断の基準の見直しの概要【燃費】

自動車の種類		令和4年度からの燃費※ ¹ に係る判断の基準		① 3年度の燃費基準値※ ² ② 新たな燃費基準値※ ²
		基準値 1	基準値 2	
乗用車※ ³		電動車等※ ⁴ （2段階の判断の基準は設定しない） 併せてハイブリッド自動車の場合は <u>一定の燃費性能</u> を別途求める		① 令和2（2020）年度燃費基準値 ② 上記①達成かつ令和12（2030）年度燃費基準値 <u>60%達成</u> レベル
小型バス※ ⁵		電動車等	次世代自動車※ ⁶ 又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 同上（ <u>据え置き</u> ）
小型貨物車※ ⁷		電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%超過達成</u> レベル（ <u>軽貨物車</u> 及び <u>中量貨物車</u> ）又は <u>+15%超過達成</u> レベル（ <u>軽量貨物車</u> ）
重量車	バス等※ ⁸	電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%超過達成</u> レベル
	トラック等※ ⁹ トラクタ※ ¹⁰			

※¹：ガソリン自動車、LPG自動車に係る排出ガスの判断の基準については令和3年2月の基準を据え置き

※²：①は令和3年度の燃費に係る判断の基準、②は令和4年度からの燃費に係る判断の基準

※³：乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※⁴：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※⁵：乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車

※⁶：電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

※⁷：車両総重量3.5t以下の貨物自動車

※⁸：乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車

※⁹：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）

※¹⁰：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）

自動車に係る判断の基準の新旧比較

車 種	従前の判断の基準（令和3年2月）	新たな判断の基準（令和4年2月）
乗用車	基準値 1 : 電動車等 基準値 2 : 次世代自動車	電動車等 （ハイブリッド自動車の場合は表 1、表 2 及び備考 12）
小型バス	基準値 1 : 次世代自動車 基準値 2 : 次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの	基準値 1 : 電動車等 基準値 2 : <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（表 1 及び表 3）を満たすもの
小型貨物車	基準値 1 : 次世代自動車 基準値 2 : 次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの	基準値 1 : 電動車等 基準値 2 : <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（表 1 及び表 4 - 1 ~ 表 4 - 3）を満たすもの
バス等	基準値 1 : 次世代自動車 基準値 2 : 次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの	基準値 1 : 電動車等 基準値 2 : <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（表 5）を満たすもの
トラック等	基準値 1 : 次世代自動車 基準値 2 : 次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの	基準値 1 : 電動車等 基準値 2 : <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（表 6）を満たすもの
トラクタ	基準値 1 : 次世代自動車 基準値 2 : 次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの	基準値 1 : 電動車等 基準値 2 : <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（表 7）を満たすもの

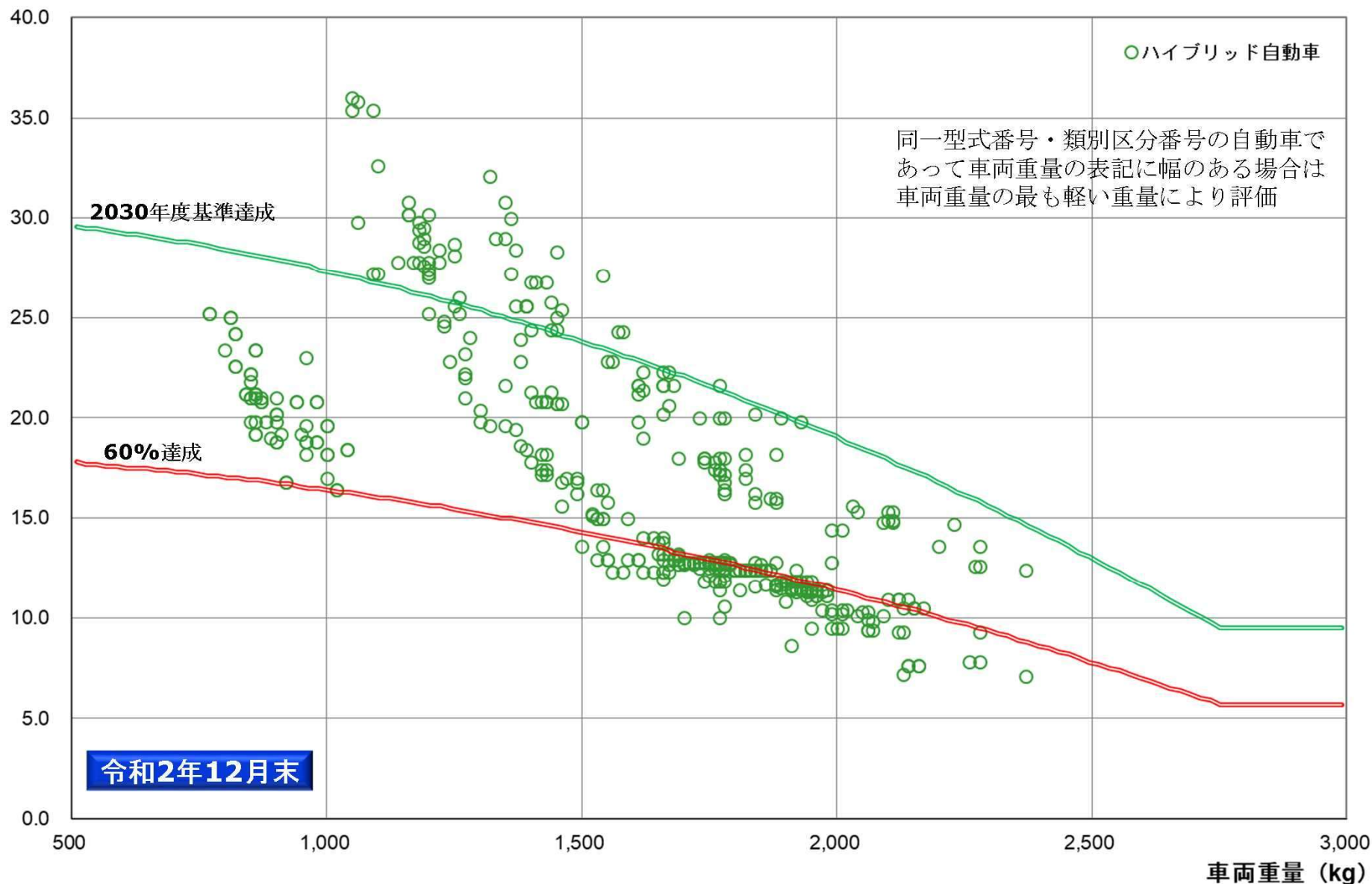
注 1 : 「新たな判断の基準（令和4年2月）」の（ ）内の表番号は自動車に係る判断の基準に示した表番号

注 2 : 乗用車、小型バス及び小型貨物車についてはガソリン又はLPGを燃料とする場合は表 1 の排出ガス基準を満たすこと

注 3 : 表 2 ~ 表 7 及び備考 12（乗用車に係る燃費基準値の算定式）は車種別・燃料別の燃費基準値

ガソリンHVの車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	【判断の基準】 ① 乗用車にあつては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。 ② 小型バスにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。 ③ 小型貨物車にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4－1、表4－2及び表4－3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。

自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車	【判断の基準】 ④ バス等にあつては、<u>基準値1はア</u>を、<u>基準値2はイ</u>を満たすこと。 ア. <u>電動車等</u>であること。 イ. <u>次世代自動車</u>であること又は<u>表5に示された区分の燃費基準値を満たす</u>こと。 ⑤ トラック等にあつては、<u>基準値1はア</u>を、<u>基準値2はイ</u>を満たすこと。 ア. <u>電動車等</u>であること。 イ. <u>次世代自動車</u>であること又は<u>表6に示された区分の燃費基準値を満たす</u>こと。 ⑥ トラクタにあつては、<u>基準値1はア</u>を、<u>基準値2はイ</u>を満たすこと。 ア. <u>電動車等</u>であること。 イ. <u>次世代自動車</u>であること又は<u>表7に示された区分の燃費基準値を満たす</u>こと。
小型バス	
小型貨物車	
バス等	
トラック等	
トラクタ	

自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	【配慮事項】 ① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 再生材が可能な限り使用されていること。 ④ <u>バイオマスプラスチック</u>又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。

自動車6品目に係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

自動車6品目に係る判断の基準等

備考) **12** 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE : 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M : 車両重量 (kg)

α : 燃費基準達成率であって**0.6**

β : 燃料がガソリンの場合は**1.0**、軽油の場合は**1.1**、LPガスの場合は**0.74**

- 13** 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14** 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15** 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 16** 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17** 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18** ガソリンを燃料とする自動車にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 19** 軽油を燃料とする自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

- ① 令和3年度の主な見直しのポイント
 - a. 電動車等の率優先的導入に向けて
 - b. 文具類共通の判断の基準等の見直し
 - c. プラスチックに係る判断の基準等の見直し
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

文具類に係る共通の判断の基準等の見直し

■ 文具類（83品目）【令和3年2月閣議決定の基本方針】

- ➡ 文具類はグリーン購入法施行当初から特定調達品目として多くの品目が対象。令和3年度の基本方針において特定調達品目282品目中83品目に該当※
※ エコマーク認定商品数も多く、全認定商品数46,624のうち、文具・事務用品（商品類型No.112）の認定商品数は10,268（2022年3月4日現在）
- ➡ 文具類共通の判断の基準としては紙製、プラスチック製等の素材に着目した再生材料の配合率やバイオマスプラスチックの配合等を設定

- 文具類共通の判断の基準としてエコマーク認定基準（商品類型No.112）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
➡ グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）
- 単一素材化等について文具類共通の配慮事項として追加
- 主要材料の定義を記載（備考10）。なお、主要材料が金属類の場合であって、特に金属の重量比が高い品目・製品については、令和4年度に検討を実施
- プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品等への対応については、令和4年度において引き続き検討を実施

新たに特定調達品目として追加した2品目は「特定調達品目の新規追加」で後述

文具類共通の判断の基準等

品 目	判断の基準等
文具類共通	【判断の基準】 ○ <u>次のいずれかの要件を満たす</u>こと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① <u>金属を除く主要材料がプラスチック</u>の場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ② <u>金属を除く主要材料が木質</u>の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

文具類共通の判断の基準等

品 目	判断の基準等
文具類共通	【判断の基準】 ③ <u>金属を除く主要材料が紙の場合</u>は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であること。 【配慮事項】 ①～⑤ 略 ⑥ <u>製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されている</u>こと。 ⑦及び⑧ 略

文具類共通の判断の基準等

備考) 1～7 【略】

8 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

10 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。

11～13 【略】

14 文具類共通の判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考10に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

15～19 【略】

① 令和3年度の主な見直しのポイント

- a. 電動車等の率優先的導入に向けて
- b. 文具類共通の判断の基準等の見直し
- c. プラスチックに係る判断の基準等の見直し

② 特定調達品目の新規追加

③ その他の判断の基準等の見直し品目

プラスチックに係る判断の基準等の見直し

○ 電子計算機（クライアント型）

- ➡ クライアント型電子計算機については、シンクライアントを除き「少なくとも筐体又は部品の一つに」再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求めているところ

- シンクライアントについても再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求める

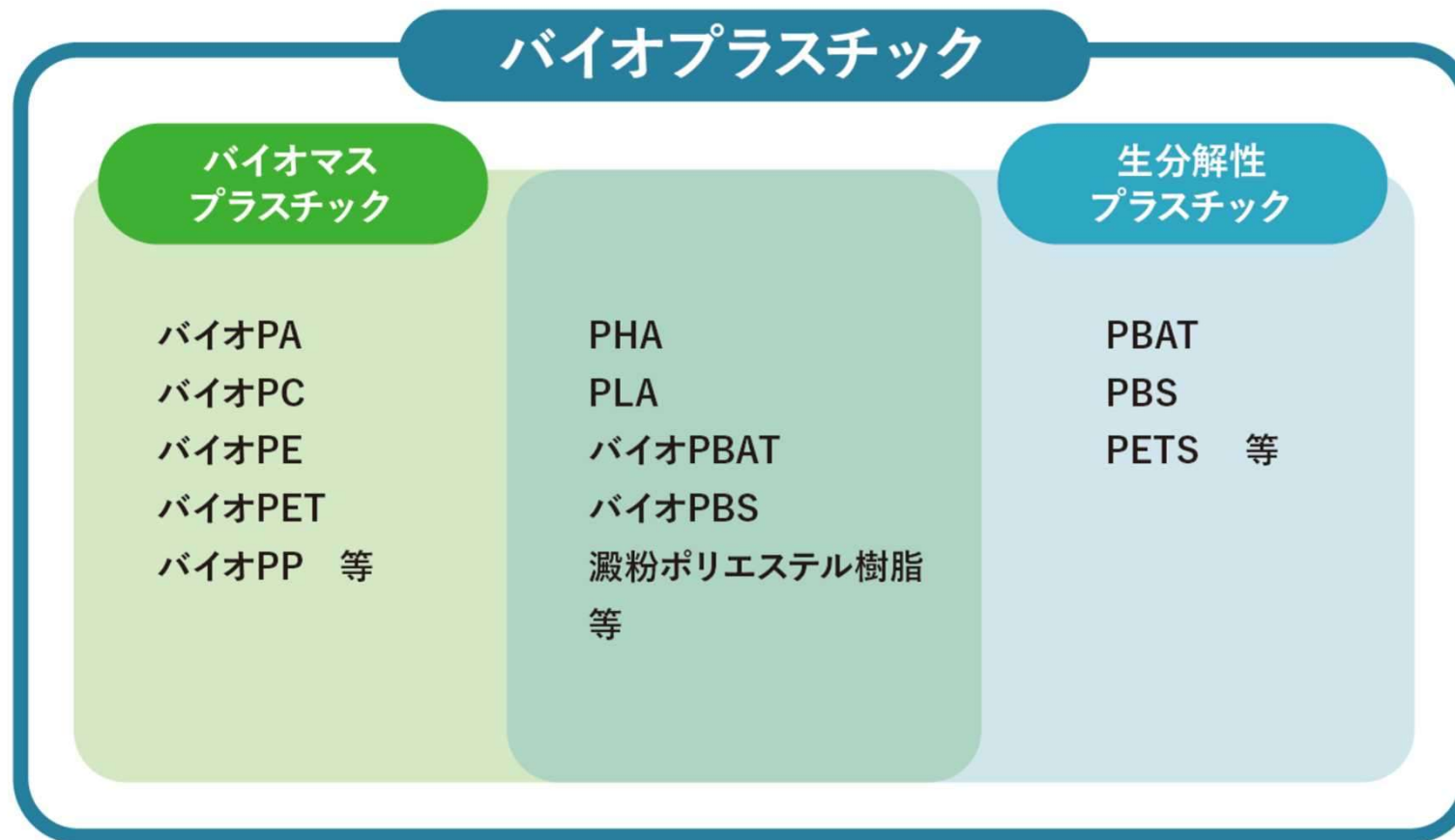
○ 庁舎等において営業を行う小売業務及びプラスチック製ごみ袋

- ➡ 小売業務のワンウェイのプラスチック製買物袋（レジ袋）のバイオマスプラスチック配合率及びプラスチック製ごみ袋のバイオマスプラスチック又は再生プラスチック配合率に係る判断の基準に設定されている経過措置

- 小売業務（レジ袋）及びプラスチック製ごみ袋に設定している経過措置を終了し、バイオマスプラスチック配合率を25%以上（併せてごみ袋については再生プラスチック配合率40%以上）

用語の統一①

- 「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に整合するよう、現行の基本方針において使用している「植物を原料とするプラスチック」を「バイオマスプラスチック」へ用語を統一



バイオプラスチックの定義

資料：「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）

バイオプラスチックの定義

プラスチックの種類	定 義
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
生分解性プラスチック	プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源、又は、化石資源を使用したもの
バイオプラスチック	バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

資料：「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）

バイオマスプラスチックへの用語変更一覧

「バイオマスプラスチック」へ用語を変更した品目一

分野	品目
文具類	共通の判断の基準等（プラスチックを主要材料としている品目）
オフィス家具等	共通の判断の基準等※（プラスチックを主要材料としている品目）
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、記録用メディア※
移動電話等	携帯電話※、PHS※、スマートフォン※
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
制服・作業服等	制服、作業服、靴※
インテリア・寝装寝具	カーテン※、布製ブラインド※、ニードルパンチカーペット※、マットレス※
作業手袋	作業手袋※
その他繊維製品	防球ネット※、旗※、のぼり※、幕※
役務	庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング※、引越輸送※
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

注：※印の品目は「バイオマスプラスチック」への用語の変更のみの品目

- ① 令和3年度の主な見直しのポイント
 - a. 電動車等の率優先的導入に向けて
 - b. 文具類共通の判断の基準等の見直し
 - c. プラスチックに係る判断の基準等の見直し
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

■ テープ印字機等用力セット及びテープ

- ➡ ラベルライターは資料や備品等の整理等の用途から、国等の機関に限らず、地方公共団体や民間事業者、さらに家庭等において広く普及・利用されているところ
- ➡ 従前のラベルライターの消耗品であるテープはカートリッジ方式であり、使用済みのテープカートリッジは一般にリサイクルされず、廃棄される場合が少なくない状況にあり、プラスチック廃棄物の発生が懸念
- ➡ プラスチック資源循環の観点から、テープ印字機等用力セット及びテープを新たに特定調達品目として追加し、判断の基準等を設定することが有効

- 使用済みテープカートリッジを回収、分解・再生するテープカートリッジのリユース（再使用）により、プラスチック資源循環に寄与
- ラベルライターの詰め替えテープについてカートリッジを無くし、プラスチックの使用削減、廃棄物の削減に寄与

【参考】テープ印字機等用カセット及びテープ



テープ印字機等用カセット

写真：株式会社キングジムホームページ



テープ印字機等用テープ

写真：カシオ計算機株式会社ホームページ

テープ印字機等用カセットに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
テープ印字機等用カセット	【判断の基準】 ● <u>次のいずれかの要件を満たす</u>こと。 ① <u>文具類共通の判断の基準を満たす</u>こと。 ② <u>次の要件を満たす</u>こと。 ア. 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。

テープ印字機等用テープに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
テープ印字機等用 テープ	【判断の基準】 ● <u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ① <u>文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> ② <u>テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。</u>

■ 節水器具及び給水栓

- ➡ 便器や水栓などのいわゆる「水回り」の機器は、一般に使用期間が長期にわたることから、ライフサイクルの各段階でみると、使用段階における水の使用に伴う環境負荷が最も高い
- ➡ グリーン購入法における節水に関連する品目としては、これまで「節水機器※」を対象として判断の基準等の設定を行ってきたところ
 - ※ 節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁、手元止水機能付水栓及び小流量吐水機能付水栓
- ➡ 本年度の「節水機器」に係る定期見直しに当たり、節水型の機器について対象とする範囲、判断の基準等の整理・検討を実施

- 関連するJIS規格の改定、省エネ法、エコまち法等の定義、エコマーク認定基準の改定等を踏まえ、対象とする品目を蛇口の水量を制限する節水コマや流量の調整弁等の「**節水器具**」と新たに自動水栓、節湯水栓等を加えた「**給水栓**」の2つの品目に整理
 - ➡ 手元止水機能付水栓及び小流量吐水機能付水栓は「給水栓」として再整理
- 節水器具及び給水栓の使用により、水使用量の削減、節水・節湯を通じた省エネルギーに寄与

給水栓の概要及び種類ごとの判断の基準等の概要【1/2】

給水栓の種類	給水栓の概要及び判断の基準等の概要
節水コマ内蔵水栓	○ 節水を目的とした節水コマを内蔵した水栓 ア. <u>ハンドルを120度</u>に開いた場合に普通コマ比で<u>20%超70%以下</u>の吐水量 イ. <u>ハンドルを全開</u>の場合に普通コマ比で<u>70%以上</u>の吐水量 ウ. 電気を使用しないこと
定流量弁内蔵水栓	○ 弁の入口又は出口側の圧力変化によらず、常に流量を一定に保持する流量弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓 ア. <u>水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下</u>の各水圧において<u>ハンドル開度全開で適正吐水流量8L/分以下</u> イ. 水量的に用途に応じた設置できるよう、用途ごとの設置条件を説明書に明記 ウ. 電気を使用しないこと
泡沫機能付水栓	○ 水流にエアーを混入することにより節水する水栓 ア. <u>水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下</u>の各水圧において<u>ハンドル（レバー）開度全開で泡沫キャップなしの同型の水栓の80%以下</u> イ. <u>水圧0.1MPa以上、ハンドル（レバー）開度全開で5L/分以上の吐水流量</u> ウ. 電気を使用しないこと
時間止め水栓	○ 設定した時間に達すると自動的に止水する水栓 ア. 設定した時間に達すると自動的に止水 イ. 右の性能を有する <u>$(\text{設定時間} - \text{実時間}) / \text{設定時間} \leq 0.05$</u>
定量止め水栓	○ 設定した所定の水量で自動的に止水する水栓 ア. 右の性能を有する <u>$(\text{設定止水量} - \text{実吐水量}) / \text{設定吐水量} \leq 0.2$</u> イ. 電気を使用しないこと

給水栓の概要及び種類ごとの判断の基準等の概要【2/2】

給水栓の種類	給水栓の概要及び判断の基準等の概要
自動水栓（自己発電機構付）	○ 光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、自己発電機構により作動するもの ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。止水までの時間は2秒以内 イ. <u>水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧で吐水流量が5L/分以上</u> ウ. 単相交流の外部電源が不要で、自己発電機構を有する
自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）	○ 光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、AC100V電源又は乾電池により作動するもの - ア及びイの要件は自動水栓（自己発電機構付）と同じ
手元止水機構を有する水栓（節湯A1）	○ 使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる節湯水栓（シャワー部を含む） ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調整機能から<u>独立して吐水・止水操作が可能</u> イ. ボタン、センサー等のスイッチにより<u>使用者の操作範囲内で吐水・止水操作のみが可能</u>
小流量吐水機構を有する水栓（節湯B1）	○ 小流量吐水性能を有する節湯水栓（シャワー部を含む）【要件はア又はイいずれか】 ア. 流量中に<u>空気を混入させる構造を持たないものは吐水力0.6N以上</u> イ. 流量中に<u>空気を混入させる構造を持つものは吐水力0.55N以上</u>
水優先吐水機構を有する水栓（節湯C1）	○ 意図しない操作による湯の使用を削減する節湯水栓【要件はア～ウいずれか】 ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の<u>上面</u>に位置し、レバーハンドルが<u>水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造</u> イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の<u>左右の側面</u>に位置し、<u>温度調節を行う回転軸が水平かつレバーハンドルが水平から上方45度までの角度で湯が吐出しない構造</u> ウ. 湯水の吐水止水操作部から<u>独立して水専用の吐水止水操作部設けられた構造</u>

給水栓に係る判断の基準等

備考)

1～6 【略】

- 7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあつた場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であつて、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。

8～13 【略】

- 14 調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。

【参考】節湯水栓の種類と節水効果

節湯水栓（A1/B1/C1）の種類と節水効果

節湯種類	手元止水機構 （節湯A1）	小流量吐水機構 （節湯B1）	水優先吐水機構 （節湯C1）
台所水栓	従来の水栓に対して 9%削減	—	従来の水栓に対して 9%削減
浴室シャワー水栓	従来の水栓に対して 20%削減	従来の水栓に対して 15%削減	—
洗面水栓	—	—	従来の水栓に対して 9%削減
節湯種類 組み合わせ	節湯A1・節湯B1 浴室シャワー水栓： 32%削減		節湯A1・節湯C1 台所水栓： 17%削減

注1：水優先吐水機構・節湯C1の削減率は地域によって異なり、上記の削減率は東京が含まれる地域6の値。

注2：各節湯水栓の削減率は、（国研）建築研究所「平成28年度省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術資料（住宅）」におけるエネルギー消費性能の算定方法による。

- ① 令和3年度の主な見直しのポイント
 - a. 電動車等の率優先的導入に向けて
 - b. 文具類共通の判断の基準等の見直し
 - c. プラスチックに係る判断の基準等の見直し
- ② 特定調達品目の新規追加
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

判断の基準等の見直し品目一覧【再掲】

分 野	品 目
文具類（16）	スタンプ台、朱肉、ステープラー（汎用型）、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、 OAクリーナー（ウェットタイプ） 、 メディアケース 、 OAフィルター（枠あり） 、 OHPフィルム 、 絵筆 、 ファイル 、つづりひも、窓付き封筒（紙製）、ごみ箱、リサイクルボックス
画像機器等（3）	複合機、プリンタ、プリンタ複合機
電子計算機等（4）	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、 記録用メディア
オフィス機器（1）	デジタル印刷機
移動電話等（3）	携帯電話 、 PHS 、 スマートフォン
家電製品（4）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機
自動車等（7）	乗用車 、 小型バス 、 小型貨物車 、 バス等 、 トラック等 、 トラクタ 、乗用車用タイヤ
制服・作業服等（3）	制服、作業服、 靴
インテリア・寝装寝具（4）	カーテン 、 布製ブラインド 、 ニードルパンチカーペット 、 マットレス
作業手袋（1）	作業手袋
その他繊維製品（4）	防球ネット 、 旗 、 のぼり 、 幕
設備（1）	節水器具 （品目名変更）
役務（7）	食堂、清掃、輸配送、 庁舎等において営業を行う小売業務 、 クリーニング 、 引越輸送 、会議運営
ごみ袋等（1）	プラスチック製ごみ袋

注：分野の（）内の数字は見直し品目数。[青字](#)は既述（見直しポイント又は用語の統一等）した品目

新規追加品目・判断の基準等の見直し品目一覧

気候変動対策への寄与（主な新規追加・見直し品目）

分野	品目
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤ

プラスチック資源循環戦略への貢献（主な新規追加・見直し品目）

分野	品目
文具類	テープ印字機等用カセット（新規）、テープ印字機等用テープ（新規）
電子計算機等	電子計算機
役務	庁舎等において営業を行う小売業務
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

タイプⅠ環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用

分野	品目
文具類	全品目（新規品目を含め85品目）
制服・作業服等	制服、作業服
役務	清掃

文具類の個別の判断の基準にバイオマスプラスチックの使用を追記

判断の基準等の改定内容

■ バイオマスプラスチックの使用（文具類11品目）

- 金属を除く主要材料がプラスチックの場合であって、個別の判断の基準に「再生プラスチック配合率70%以上」の基準が設定されている品目について、すべて「バイオマスプラスチック」の使用に係る判断の基準を追記

「スタンプ台」に係る判断の基準の追記例

品 目	判断の基準等
スタンプ台	【判断の基準】 ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること <u>又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること</u>（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○ インク又は液が補充できること。

複合機、プリンタ及びプリンタ複合機の用語の修正

判断の基準等の改定内容

- 用語の修正（複合機に係る判断の基準＜個別事項＞②エ及びオ等、プリンタ及びプリンタ複合機に係る判断の基準①エ及びオ等）
 - 複合機、プリンタ、プリンタ複合機の3品目については、令和2年度の調達から国際エネルギースタープログラム**Version3.0**の基準に強化。用語について国際エネルギースタープログラム運用細則と整合



3品目の「プロ用」の表現を「業務用」に修正（基準等の変更なし）

クライアント型電子計算機に係る判断の基準等の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

■ 省エネルギー性能の強化（判断の基準②）

- クライアント型電子計算機については、省エネルギー効率に係る判断の基準を令和4（2022）年度目標のトップランナー基準の達成レベル（令和3年度はトップランナー基準達成率85%レベル）又は国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準（令和3年度は同Version7.0）を満たすことに強化

■ 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用（判断の基準⑤及び備考16）【再掲】

- シンククライアント（従前は適用対象外）を含め、すべてのクライアント型電子計算機について「少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用」を求める

クライアント型電子計算機に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
電子計算機	【判断の基準】 ① サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② <u>クライアント型電子計算機</u>にあつては、<u>アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件</u>を満たすこと。 ア. 表 2 に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 → 省エネ法の<u>トップランナー基準達成レベル</u> イ～エ 略 → 国際エネルギースタープログラム<u>Version8.0</u>（算定方法は備考 5、6 及び 7） ③及び④ 略 ⑤ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、<u>少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</u> → 備考 16 の適用除外の対象から<u>シンクライアント</u>を削除 【配慮事項】 ①～⑧ 略

磁気ディスク装置に係る判断の基準等の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

■ 省エネルギー性能の強化（判断の基準）

- 省エネルギー効率に係る判断の基準について新たなトップランナー基準との整合及び区分ごとの製品の市場への供給状況等を踏まえ設定（下表）
 - ➡ ディスクドライブ搭載可能数11台以下はトップランナー基準達成レベル
 - ➡ ディスクドライブ搭載可能数12台以上のうち、3.5型を含む構成の場合はトップランナー基準80%達成レベル
 - ➡ ディスクドライブ搭載可能数12台以上のうち、2.5型のみの構成の場合はトップランナー基準50%達成レベル

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分			基準エネルギー消費効率又は算定式
磁気ディスク装置1台当たりの ディスクドライブ搭載可能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク 枚数	
1台		1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
		2枚又は 3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
2台以上11台以下	—	—	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$
12台以上	3.5型(幅75mm超)を含む構成	—	0.00213
	2.5型(幅75mm以下)のみの構成	—	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$

磁気ディスク装置に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①～⑥ 略

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの

② 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの

2～6 【略】

ディスプレイに係る判断の基準等の見直しの概要

判断の基準等の改定内容

■ 省エネルギー性能の強化（判断の基準①及び②、備考3～6）

- コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイの省エネルギー性能に係る判断の基準を国際エネルギースタープログラムVersion8.0（令和3年度は同Version7.0）の基準に強化



【コンピュータモニタの場合】

年間消費電力量 $E_{TEC} = 8.76 \times (0.35 \times P_{ON} + 0.65 \times P_{SLEEP})$

備考3

最大年間消費電力量 $= E_{TEC_MAX} + E_{EP} + E_{ABC} + E_T + E_C + E_{HDR} + E_{USB}) \times \text{eff}_{AC_DC}$

備考4ア

年間消費電力量 $E_{TEC} \leq$ 最大年間消費電力量

ディスプレイに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
ディスプレイ	【判断の基準】 ① <u>コンピュータモニタ</u>にあつては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 → 国際エネルギースタープログラム Version8.0 ② <u>サイネージディスプレイ</u>にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 備考5の算定式により算定したオンモード消費電力が備考6アの算定式により算定した最大オンモード消費電力以下であること。 イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 → 国際エネルギースタープログラム Version8.0 ③～⑤ 略 【配慮事項】 ①～⑤ 略

特定の化学物質に係る配慮事項を判断の基準へ格上げ

判断の基準等の改定内容

- 特定の化学物質の含有率基準値の設定（判断の基準②）
 - 特定の化学物質に係る含有率基準値を配慮事項から判断の基準へ格上げ

デジタル印刷機に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
デジタル印刷機	【判断の基準】 ① 略 ② <u>特定の化学物質が含有率基準値を超えない</u>こと。 ③ 略 【配慮事項】 ①～⑦ 略

電気冷蔵庫等3品目に係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

■ エネルギー消費効率の強化（判断の基準①及び②）

- 電気冷蔵庫等3品目については引き続き2段階の判断の基準を設定

→ 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の基準値2はトップランナー基準達成レベル、基準値1はトップランナー基準105%達成レベル

→ 電気冷凍庫の基準値2はトップランナー基準達成レベル、基準値1はトップランナー基準110%達成レベル

- 令和4年9月末までの6か月の経過措置を設定

品 目	従前の判断の基準（令和3年2月）	新たな判断の基準（令和4年2月）
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	基準値1：トップランナー基準 <u>達成</u> レベル 基準値2：トップランナー基準 <u>86%</u> 達成 レベル	基準値1：トップランナー基準 <u>105%</u> <u>達成</u> レベル 基準値2：トップランナー基準 <u>達成</u> レベル
電気冷凍庫	基準値1：トップランナー基準達成レベル 基準値2：トップランナー基準 <u>88%</u> 達成 レベル	基準値1：トップランナー基準 <u>110%</u> <u>達成</u> レベル 基準値2：トップランナー基準 <u>達成</u> レベル

電気冷蔵庫等3品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	【判断の基準】 ① <u>電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫</u>にあつては、エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. <u>基準値 1</u> は、<u>基準エネルギー消費効率に100/105</u>を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. <u>基準値 2</u> は、<u>基準エネルギー消費効率</u>の数値。 ② <u>電気冷凍庫</u>にあつては、エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. <u>基準値 1</u> は、<u>基準エネルギー消費効率に100/110</u>を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. <u>基準値 2</u> は、<u>基準エネルギー消費効率</u>の数値。 ③及び④ 略 【配慮事項】 ①～⑤ 略

備考) 1～6 【略】

- 7 令和4年9月30日までは経過措置を設ける こととし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）の電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

テレビジョン受信機に係る判断の基準等の見直し概要

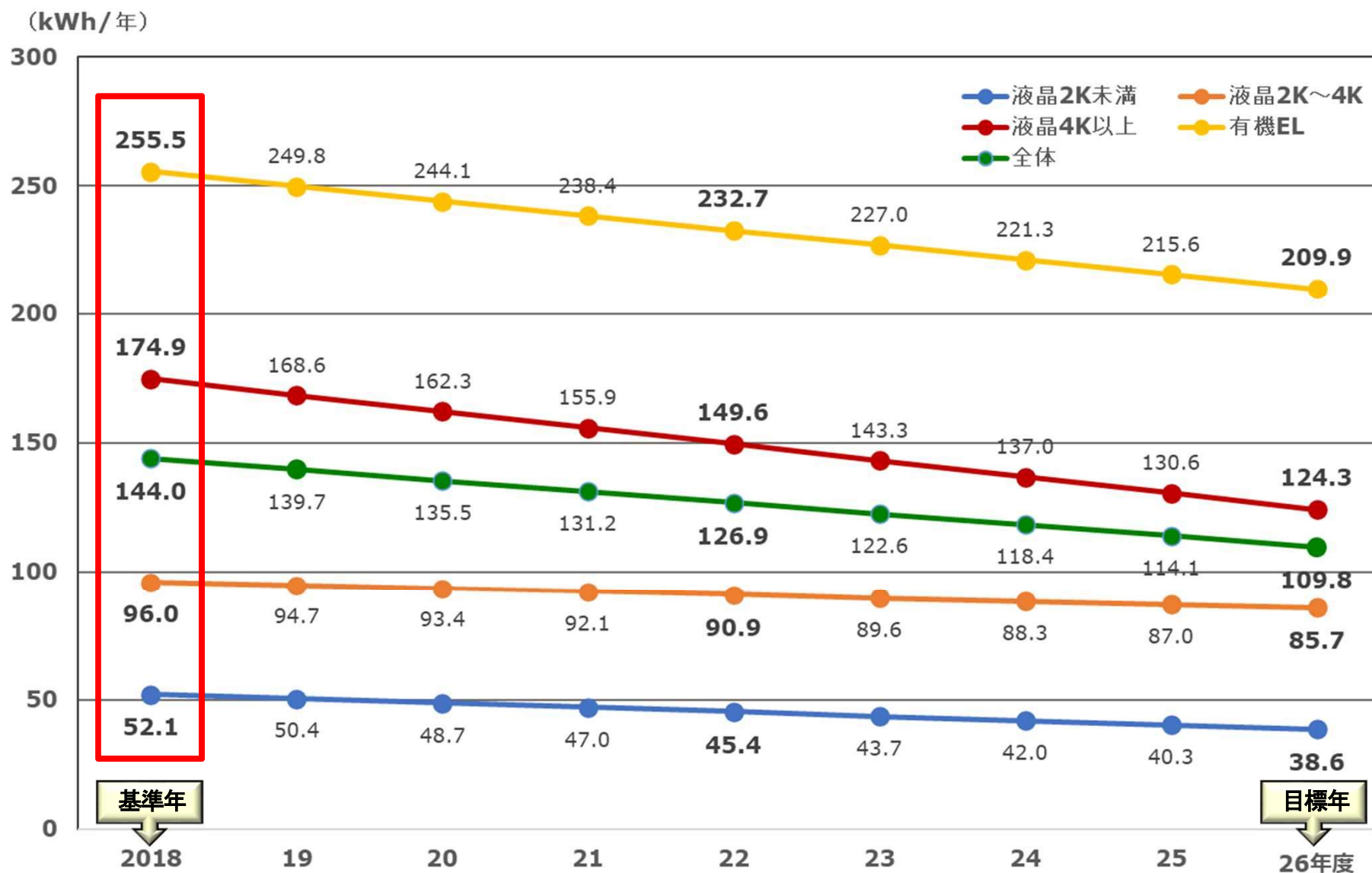
判断の基準等の改定内容

■ エネルギー消費効率の強化（判断の基準①及び②）

- テレビジョン受信機の対象に有機ELテレビを追加（1区分）
→ 液晶テレビは「2K未満」「2K以上4K未満」「4K以上」の3区分
- テレビジョン受信機に係る新たなトップランナー基準（目標年度2026年度）においては、2018年度を基準年度として目標値等を設定していることから、基準年度及び目標年度におけるエネルギー消費効率（年間消費電力量）から暫定的に判断の基準を設定（令和4年度に再検討）
- 令和4年度末までの1年間の経過措置を設定

区 分	① 2018年度 （基準年度）	② 2022年度 （運用年度）	③ 2026年度 （目標年度）	削減率 （③/①-1）	達成状況の係数	
					（①/③）	（②/③）
液晶2K未満	52.1	45.4	38.6	-25.9%	1.35	1.17
液晶2K以上4K未満	96.0	90.9	85.7	-10.7%	1.12	1.06
液晶4K以上	174.9	149.6	124.3	-28.9%	1.41	1.20
有機EL	255.5	232.7	209.9	-17.8%	1.22	1.11
テレビ全体	144.0	126.9	109.8	-23.8%	1.31	1.16

【参考】テレビジョン受信機に係る基準値及び目標値



テレビジョン受信機に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
テレビジョン受信機	【判断の基準】 ① <u>液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）</u>にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. <u>2K未満</u>の液晶テレビにあつては、<u>基準エネルギー消費効率に135/100</u>を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値。 イ. <u>2K以上4K未満</u>の液晶テレビにあつては、<u>基準エネルギー消費効率に112/100</u>を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値。 ウ. <u>4K以上</u>の液晶テレビにあつては、<u>基準エネルギー消費効率に141/100</u>を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値。 ② <u>有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）</u>にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分の算定式を用いて算出した<u>基準エネルギー消費効率に122/100</u>を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値を上回らないこと ③及び④ 略 【配慮事項】 ①～④ 略

テレビジョン受信機に係る判断の基準等

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ① 産業用のもの
- ② ブラウン管方式のもの
- ③ テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
- ④ 映像を表示する装置であって直視型でないもの
- ⑤ プラズマディスプレイ方式のもの
- ⑥ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの
- ⑦ ワイヤレス方式のもの
- ⑧ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
- ⑨ 垂直方向の画素数が4,320かつ水平方向の画素数が7,680のもの（以下「8K」という。）

2 「2K」とは、垂直方向の画素数が1,080かつ水平方向の画素数が1,920のものをいう。以下同じ。

3 「4K」とは、垂直方向の画素数が2,160かつ水平方向の画素数が3,840のものをいう。以下同じ。

4～8 【略】

9 判断の基準①については、令和4年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）のテレビジョン受信機に係る判断の基準①を満たす製品は、本項の判断の基準①を満たすものとみなすこととする。

乗用車用タイヤに係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 転がり抵抗係数に係る2段階の判断の基準の設定（判断の基準①）
 - 転がり抵抗係数に2段階の判断の基準を設定
 - ➔ 基準値1は低燃費タイヤラベリング制度「AA等級」以上、基準値2は同「A等級」以上（「A等級」が従前の判断の基準）

単位：N/kN

転がり抵抗係数（RRC）	等級	
$RRC \leq 6.5$	AAA	基準値 1
$6.6 \leq RRC \leq 7.7$	AA	
$7.6 \leq RRC \leq 9.0$	A	基準値 2
$9.1 \leq RRC \leq 10.5$	B	
$10.6 \leq RRC \leq 12.0$	C	

ウェットグリップ性能（G）	等級
$155 \leq G$	a
$140 \leq G \leq 150$	b
$125 \leq G \leq 139$	c
$110 \leq G \leq 124$	d

ウェットグリップ性能は110以上（備考3）

乗用車用タイヤに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ① 次の要件を満たすこと。 ア. <u>基準値1</u>は、<u>転がり抵抗係数が7.7以下</u>であること。 イ. <u>基準値2</u>は、<u>転がり抵抗係数が9.0以下</u>であること。 ② スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①～④ 略

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580による。
- 3 判断の基準①については、ISO 23671に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100倍したウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。
- 4 【略】

制服及び作業服に係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用（判断の基準⑥）
 - エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載
 - ➡ エコマーク認定基準（商品類型No.103「衣服 Version3」）

制服及び作業服に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
制服 作業服	【判断の基準】 ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たす</u>こと。 ①～⑤ 略 ⑥ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であること。 【配慮事項】 ①～③ 略

備考) 1～7 【略】

8 制服及び作業服に係る判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.103「衣服Version3」に係る認定基準をいう。

9～13 【略】

食堂に係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 有機農業で生産された農産物、加工品の利用促進（配慮事項④及び備考8）
 - 食堂で使用する農産物、加工品は有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用促進に向け、配慮事項を設定
 - ➡ 有機農業とは、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法により行われている農業

食堂に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
食堂	【判断の基準】 ○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、次の要件を満たすこと。 ①～⑨ 略 【配慮事項】 ①～③ 略 ④ <u>食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。</u> ⑤～⑧ 略

備考) 1～7 【略】

- 8 配慮事項④の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

清掃に係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- タイプⅠ環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用（判断の基準②）
 - エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載
 - ➡ エコマーク認定基準（商品類型No.510「清掃サービス Version1」）

清掃に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
清掃	【判断の基準】 ○ <u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ① <u>次の要件を満たすこと。</u> ア～カ 略 ② <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であること。 【配慮事項】 ①～⑦ 略

備考) 1～4 【略】

5 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。

6～8 【略】

輸配送に係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 何度も繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用（配慮事項⑨）
 - 搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルム（ストレッチフィルム）の代替となるリユース可能な荷崩れ等防止ベルトの活用を配慮事項として設定

輸配送に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
輸配送	【判断の基準】 ①～⑦ 略 【配慮事項】 ①～⑧ 略 ⑨ 搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止する<u>プラスチック製フィルム</u>の代替として、<u>繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用</u>に努めていること。 ⑩～⑫ 略

会議運営に係る判断の基準等の見直し概要

判断の基準等の改定内容

- 食品提供時における食品ロス対策（配慮事項⑤）
 - 会議において食事を提供する場合、飲食物の量の調整、持ち帰り用容器の提供等により、食べ残し等の食品ロスを削減することを配慮事項に追記

会議運営に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
会議運営	【判断の基準】 ①～⑤ 略 【配慮事項】 ①～④ 略 ⑤ 食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、<u>提供する飲食物の量を調整可能</u>とすること又は<u>会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減</u>が図られていること。 ⑥ 略